

# 隠岐の島町公共施設等総合管理計画



平成29年3月 策定  
(令和 6年3月 改訂)

隠岐の島町

# 目次

## 第1章 計画の概要

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置け	2
3. 計画期間	3
4. 対象施設	3

## 第2章 隠岐の島町の現状

1. 人口の推移	4
2. 財政状況	5
(1) 歳入	5
(2) 歳出	6
3. 人口減少による財政状況	7

## 第3章 公共施設の現況と課題

1. 公共建築物の現況と課題	8
(1) 施設類型ごと保有状況	8
(2) 築年別整備状況	9
(3) 課題	10
(4) 過去に行なった対策の実績	15
2. インフラ資産の現況と課題	17
(1) インフラ資産の現況	17
(2) インフラ資産の維持更新費用の推計	18
(3) 課題	19
(4) 過去に行なった対策の実績	20
3. 公共施設の管理上の課題	20

## 第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 3つの基本方針	2 1
(1)【基本方針1】総資産量の適正化	2 1
(2)【基本方針2】長寿命化の促進	2 1
(3)【基本方針3】民間活力の導入	2 2
2. 数値目標	2 2
3. 具体的な取り組み	2 3
(1) 総資産量の適正化	2 3
①公共建築物	2 3
②インフラ資産	2 4
(2) 長寿命化の促進	2 4
①公共建築物	2 4
②インフラ資産	2 4
③耐震化の実施	2 4
④ユニバーサルデザイン化の推進	2 5
⑤脱炭素化の推進	2 5
(3) 民間活力の導入	2 5
①公共建築物	2 5
②インフラ資産	2 5
4. 実行体制の整備	2 6
(1) 推進体制	2 6
(2) 財政との連携	2 7
(3) 町民との協働	2 7
(4) 職員の意識改革	2 8

## 第1章 計画の概要

### 1. 背景と目的

全国的に少子高齢化や人口減少の進行による社会構造や行政ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による維持・更新費用などの義務的経費の増大による財政負担の増大等、公共施設を取り巻く環境について、大きな見直しが必要になってきました。

本町は、平成16年10月に1町3村が合併し、それぞれの町村が所有していた公共施設について、そのまま新町に引き継ぎ現在に至っています。このことから、同種の施設や同時期に整備された施設が複数存在し、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要になると見込まれています。このような状況下であることから、固定費ともいえる公共施設の維持管理費をいかに適正な水準に抑え、平準化させるかが喫緊の課題であるといえます。

そうした中、国は平成25年度に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、さらに平成26年度にはこの計画の行動計画に位置づけられる「公共施設等総合管理計画」の策定が総務省より各自治体へ要請されました。

このため、公共施設等の実態を正確に把握するとともに、将来生ずる改修・更新に係る費用を予測し、計画的に効率よく公共施設の整備や維持更新を行い施設の寿命を延ばし、施設の利用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営の健全化を推進していきます。

こうした取り組みの基本的な方針を示すために「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、国のインフラ長寿命化計画の策定を受けて、町有の公共施設等の総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方針を定めるものとし、今後の各公共施設分類別の「個別施設計画」を策定する場合の指針として位置づけられます。

今後、この計画に基づき、長期的な観点から、総資産量の適正化・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等を効果的・効率的に活用し運営していくことを目的とします。

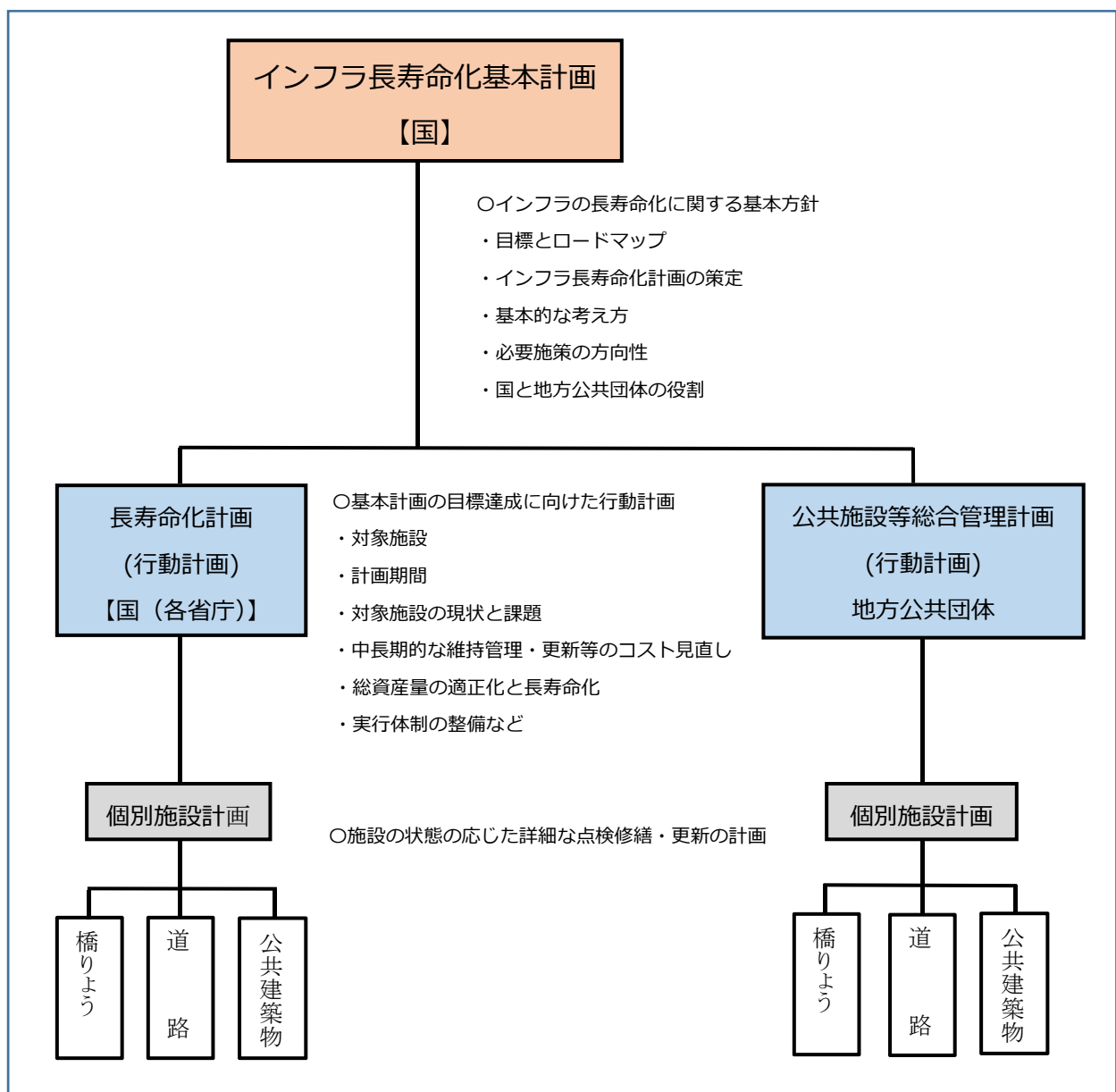


図-1 計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本計画の推進にあたっては、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間を対象期間とします。なお、対象期間内であっても、必要があれば適宜見直しをするものとします。

### 4. 対象施設

所有する財産の内、全ての公共施設（公共建築物・インフラ資産）を対象とします。

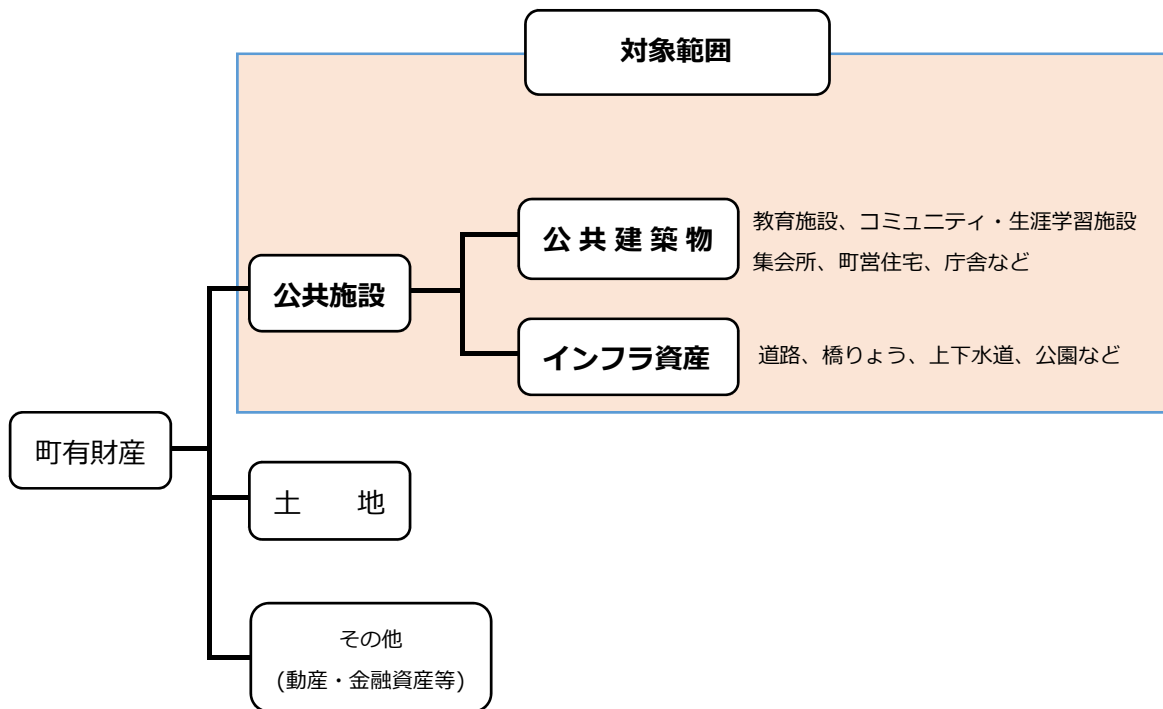


図-2 対象範囲

## 第2章 隠岐の島町の現状

### 1. 人口の推移

本町の人口は、合併時の平成16年10月には17,613人でしたが、令和2年の国勢調査では13,433人に減少し、年少人口（0～14歳）は12%を下回るとともに、高齢者人口（65歳以上）は41%を上回っていることから、少子高齢化が確実に進行しています。

令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計によると、令和27年には8,396人に減少するとされています。また、令和22年には、高齢者人口が生産年齢人口（15～64歳）を上回り、年少人口の5倍以上となると予想され、少子高齢化がさらに加速すると見込まれています。

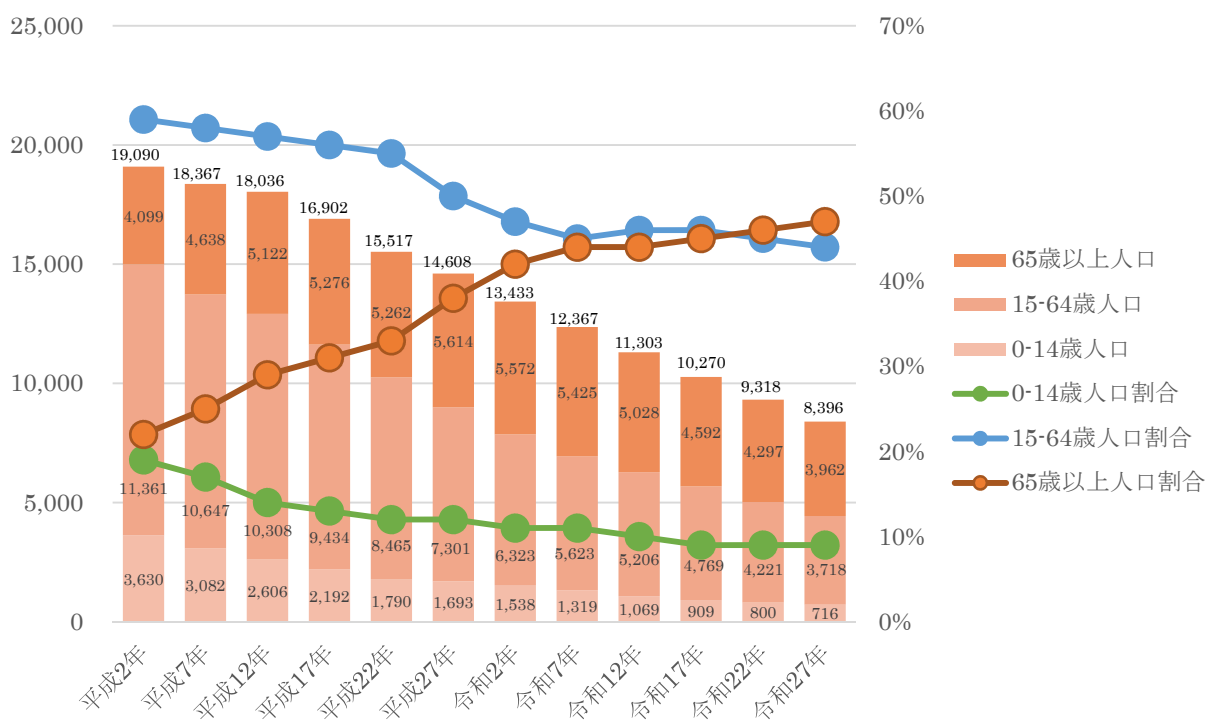


図-3 将来人口の推移

## 2. 財政状況

### (1) 歳入

令和4年度における歳入総額は188.9億円となっています。町村合併以降は年々減少傾向にありましたが、令和元年度から公共建築物の新築・改築が重なったため多くの予算を必要とした結果です。国・県補助金及び地方交付税が約6割を占めており、国や県の動向によっては財政状況が厳しくなることも考えられます。

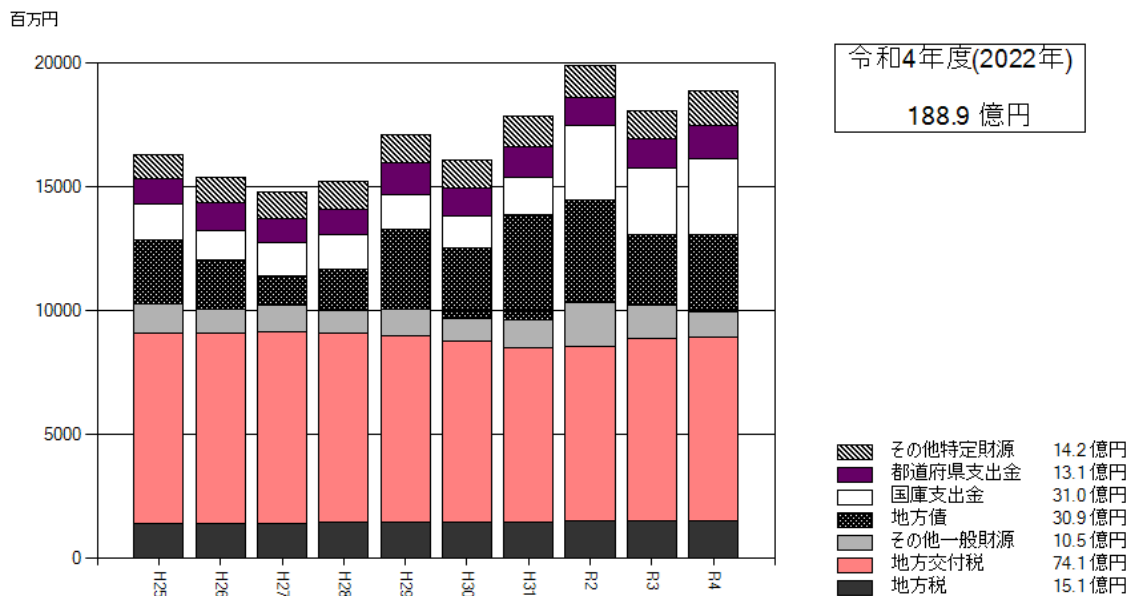


図-4 普通会計における決算額の推移（歳入）（単位：百万円）

出典：隠岐の島町「地方財政状況調査票」



## (2) 歳出

歳出については、令和元年度より庁舎建設等、大規模な事業が続いているため投資的経費が増大しています。併せて広域事業の推進が計画されており、補助費においても増加が見込まれます。そうしたことから財源に用いた起債の償還（公債費<sup>※1</sup>）についても今後増加が予想されます。

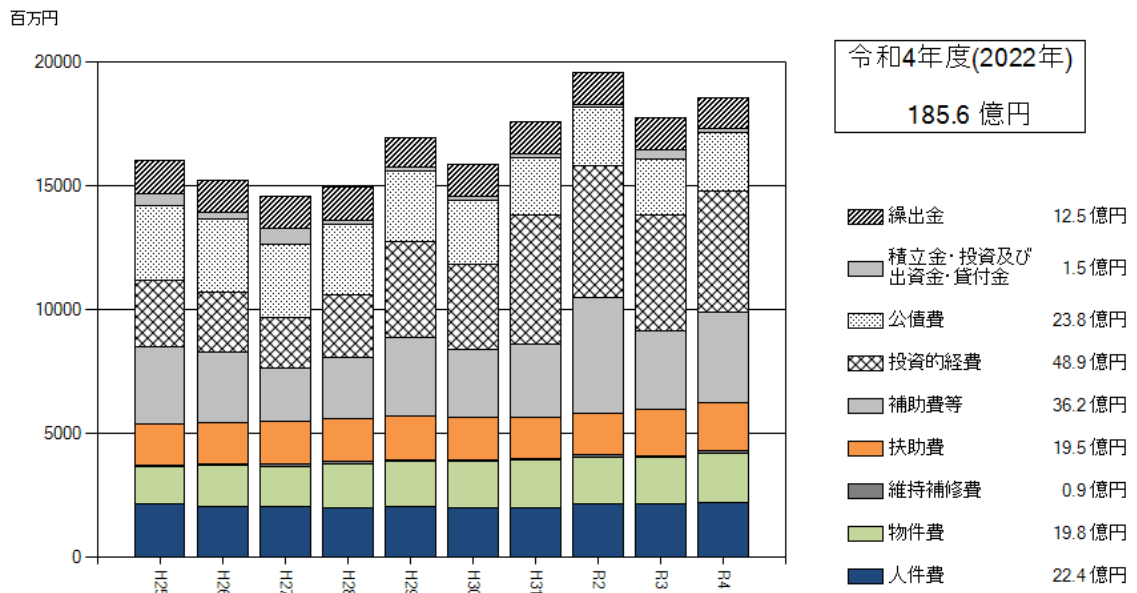


図-5 普通会計における決算額の推移（歳出）（単位：百万円）

※1 公債費・・・地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費

出典：隠岐の島町「地方財政状況調査票」

### 3. 人口減少による財政状況

人口推移から今後の財政状況を推察すると、生産年齢人口をはじめとする人口減少により、税収（住民税・法人税等）や地方交付税の減少が考えられます。

一方歳出面では、今後も高齢化に伴う扶助費<sup>※2</sup>等の義務的経費が増加していくものと予想されます。

こうしたことから、財政状況は今後より厳しいものとなっていくと考えられ、公共施設等の改修・更新に充てられる費用も限られてくるものと予想されます。

※2 扶助費・・・生活保護、児童福祉、老人福祉、身障者福祉に関する給付費で、支出が義務付けられている経費

### 第3章 公共施設の現況と課題

#### 1. 公共建築物の現況と課題

##### (1) 施設類型ごとの保有状況

公共建築物の対象とする施設数は、652施設で総延べ床面積は174,546㎡であり、施設類型では学校教育系施設（41,397㎡・23.7%）が最も多く、続いてスポーツ・レクリエーション系施設（30,528㎡・17.5%）、公営住宅（21,709㎡・12.4%）、となっており、この3つの類型で全体の5割を占めています。

施設類型ごとの延べ床面積・割合（令和6年3月末時点） 単位：㎡・%

施設類型	面積	割合	施設類型	面積	割合
学校教育系施設	41,397	23.7	社会教育系施設	7,600	4.4
スポーツ・レクリエーション系施設	30,528	17.5	供給処理施設	5,185	3.0
公営住宅	21,709	12.4	医療施設	3,592	2.1
産業系施設	20,640	11.8	子育て支援施設	2,559	1.5
文化系施設	16,789	9.6	公園施設	549	0.3
保健・福祉施設	10,443	6.0	その他	4,437	2.5
行政系施設	9,118	5.2	合計	174,546	

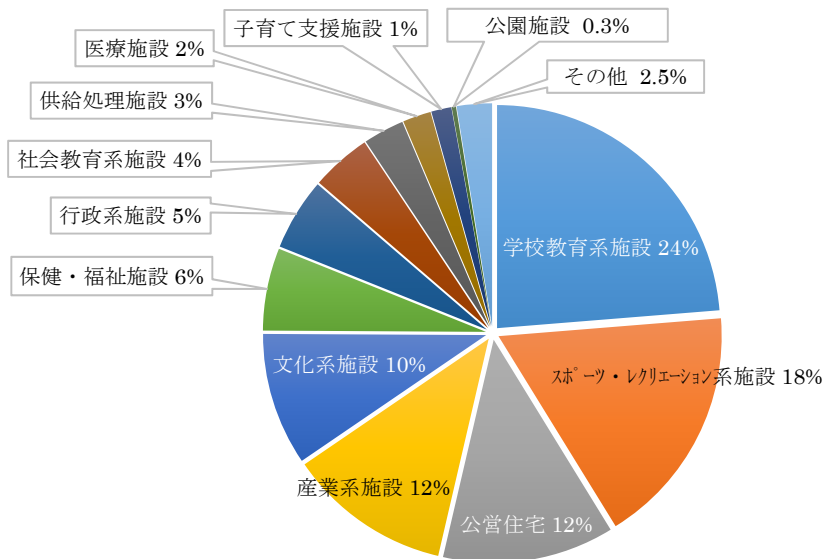


図-6 施設類型ごとの延べ床面積

## (2) 築年別整備状況

公共建築物の現状は、昭和 45 年以前の施設はほとんどが更新され、その後順次整備されバブル期以降、合併前の旧町村で盛んに整備が行われ、増加を続けてきました。

建築後の経過年数では、合併前に整備された施設が全体の 86% を占めており、老朽化が進んでいる築 30 年以上のものが 21% 含まれています。更に 10 年後には施設全体の 6 割近い施設が築 30 年以上となり、改修・更新等の必要となる施設が更に増加し、必要経費も増大していくことが予想されます。

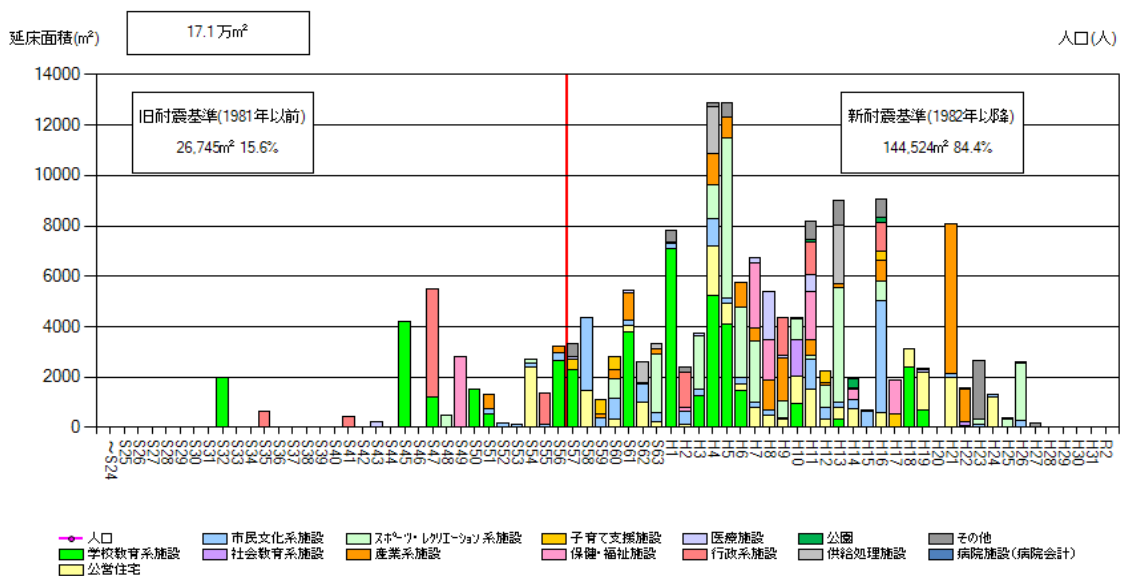


図-7 建築年別延べ床面積

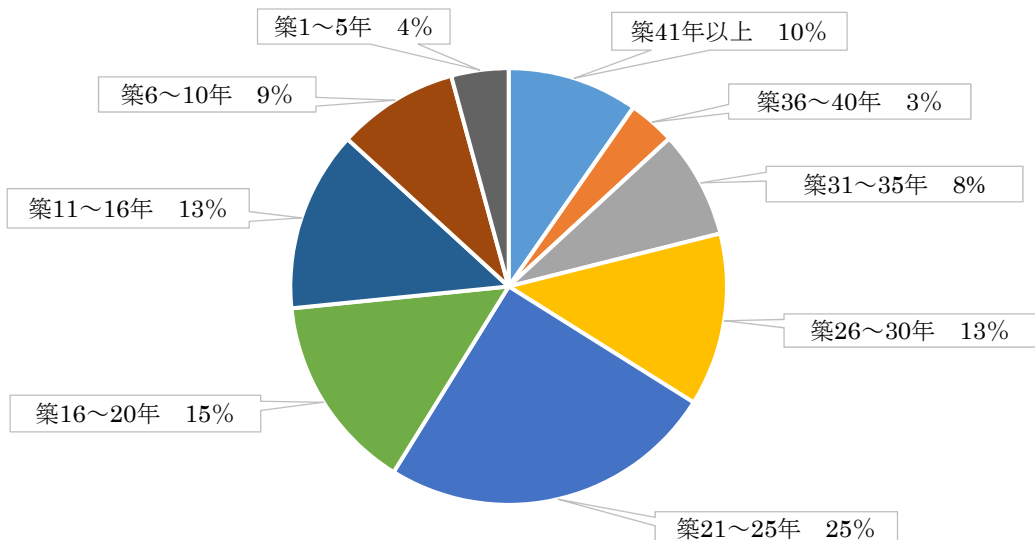


図-8 経過年別床面積割合

### (3) 課題

現在の公共建築物をこのまま維持、更新を行っていくものとし、総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて改修、更新費用の推計を行うと、今後 30 年間で総額 537 億円、年平均 17.9 億円の費用がかかると推計されました。これに対し、充当可能な財源として、普通建設事業費より公共建築物に係る更新費用の平均額を求めたところ、年平均 14.9 億円となり、年間 3.0 億円が不足する計算となりました。

特に建築後 30 年以上を経過した施設の大規模改修が必要となる時期が、公共建築物整備のピーク時である平成 4 年頃に整備された施設の改修の時期と重なる令和 5 年には改修のピークを迎え、さらに、現有施設における更新がピークとなる 30 年後においても、年間 37 億円の改修費用が必要になると推計されています。

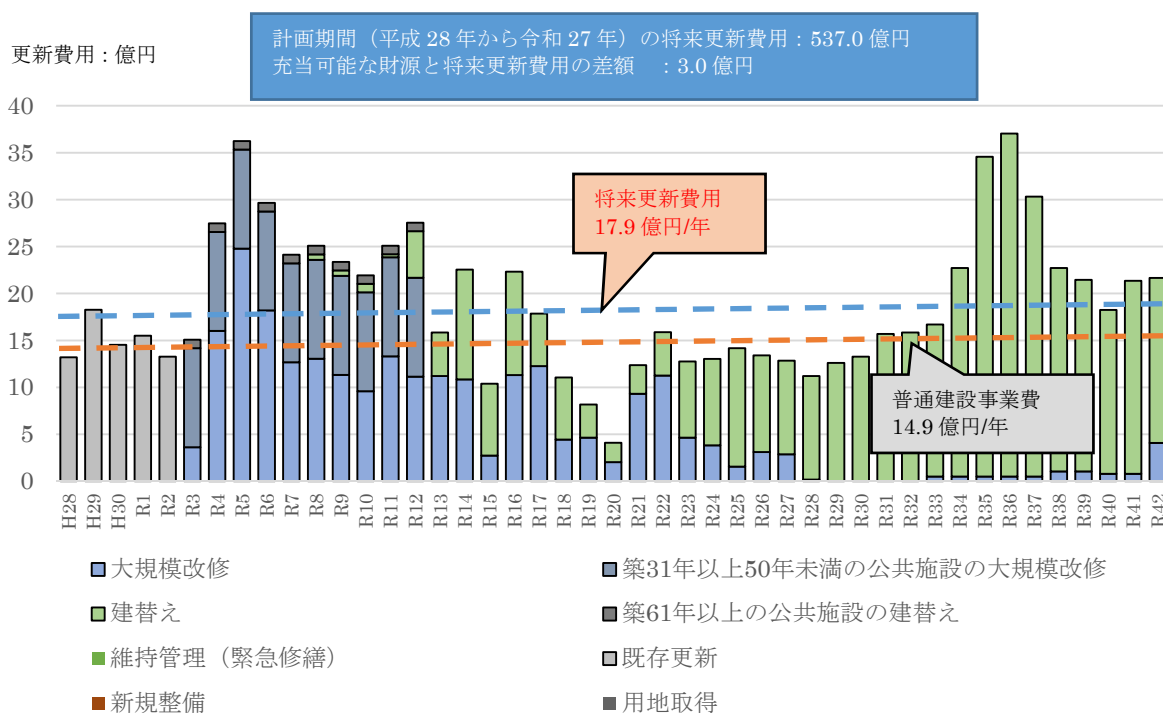
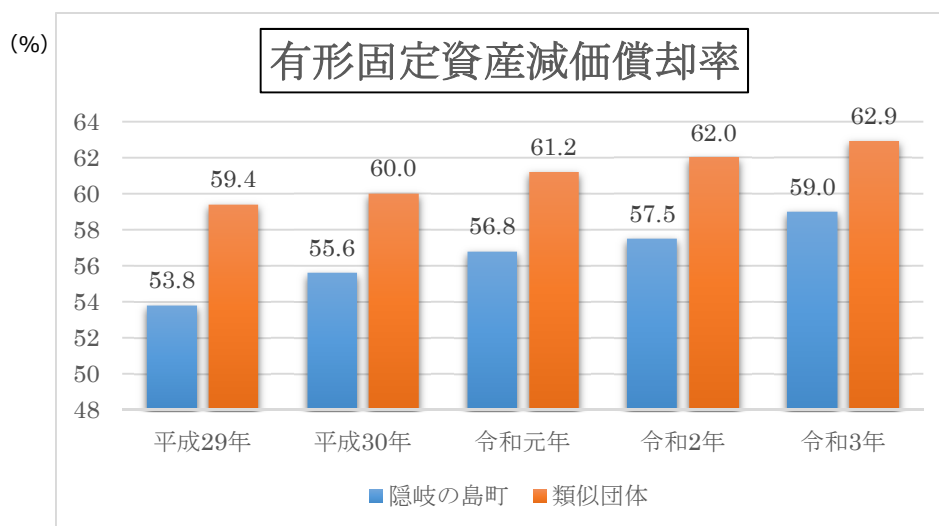


図-9 公共建築物の今後必要となる改修更新費用の試算

また、地方公共団体の資産の老朽化度合いを表す指標である、有形固定資産減価償却率(図表 有形固定資産減価償却率 参照)の推移が示す通り、今後、急速に公共建築物の老朽化が進行しており、維持更新費の増加が予想されますが、限られた財源の中でいかに計画的・効率的に対応していくことが課題となります。



※有形固定資産減価償却率は減価償却累計額/取得価額で算出され、令和3年度の決算において全国平均は59.7%、島根県平均は60.9%となっています。

図-10 有形固定資産減価償却率

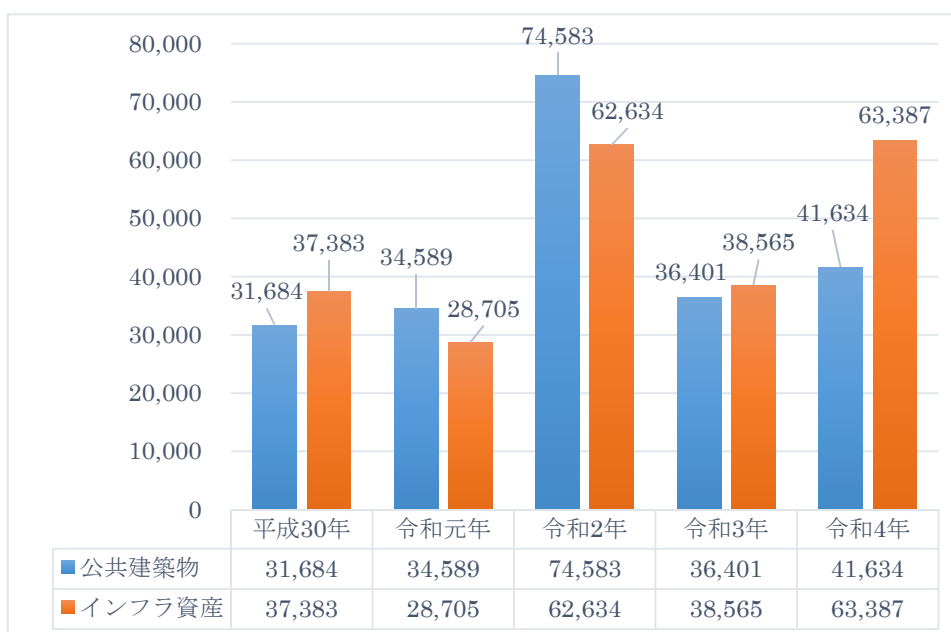


図-11 現在要している維持管理費用

※維持管理費について、光熱水費・修繕費は施設の老朽化に伴い増加傾向にあり、計画的な更新及び効率的な維持管理への取組が求められています。

## ■改修更新について

費用推計の考え方（総務省「公共施設更新費用試算ソフト」より）

- ・各公共施設等に設定された耐用年数経過後に同規模で更新すると仮定する。
- ・公共施設等の面積・延長等の数量に各更新単価を乗じて算出する。
- ・建築物については、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年とし、付属設備、配管等の耐用年数等により大規模改修時期を30年と仮定する。

経過年数が31年以上50年までのものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定する。

- ・普通財産の建築物については、更新を行わず、除却していくと仮定し費用推計には含めない。

公共建築物改修・更新の単価（単位：万円/㎡）

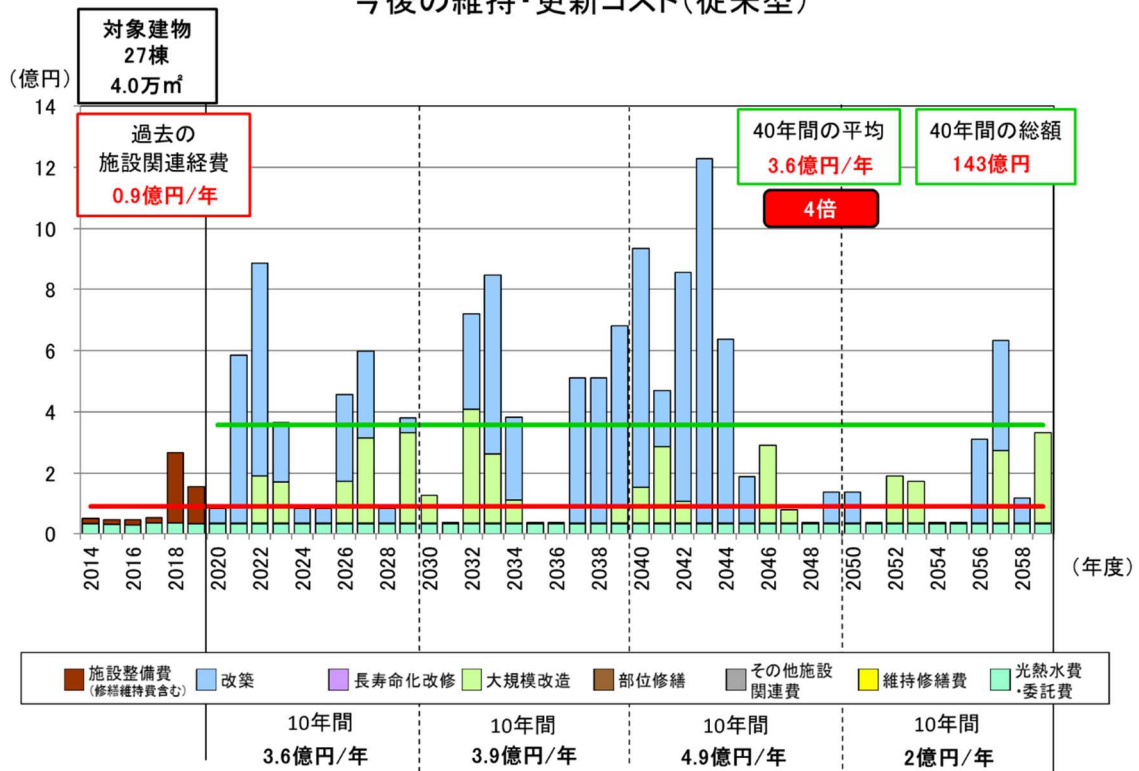
種別	大規模改修	建替え	種別	大規模改修	建替え
学校施設	17	33	集会施設	25	40
公営住宅	17	28	医療施設	25	40
庁舎等業務施設	25	40	児童福祉施設	17	33
レクリエーション・観光施設	20	36	図書館	25	40
スポーツ施設	20	36	公園施設	17	33
産業振興施設	25	40	消防施設	25	40
高齢者福祉施設	20	36	その他	20	36
文化等施設	25	40			

※公共施設等更新費用試算ソフトより

## ■長寿命化を行った際の更新費用の試算

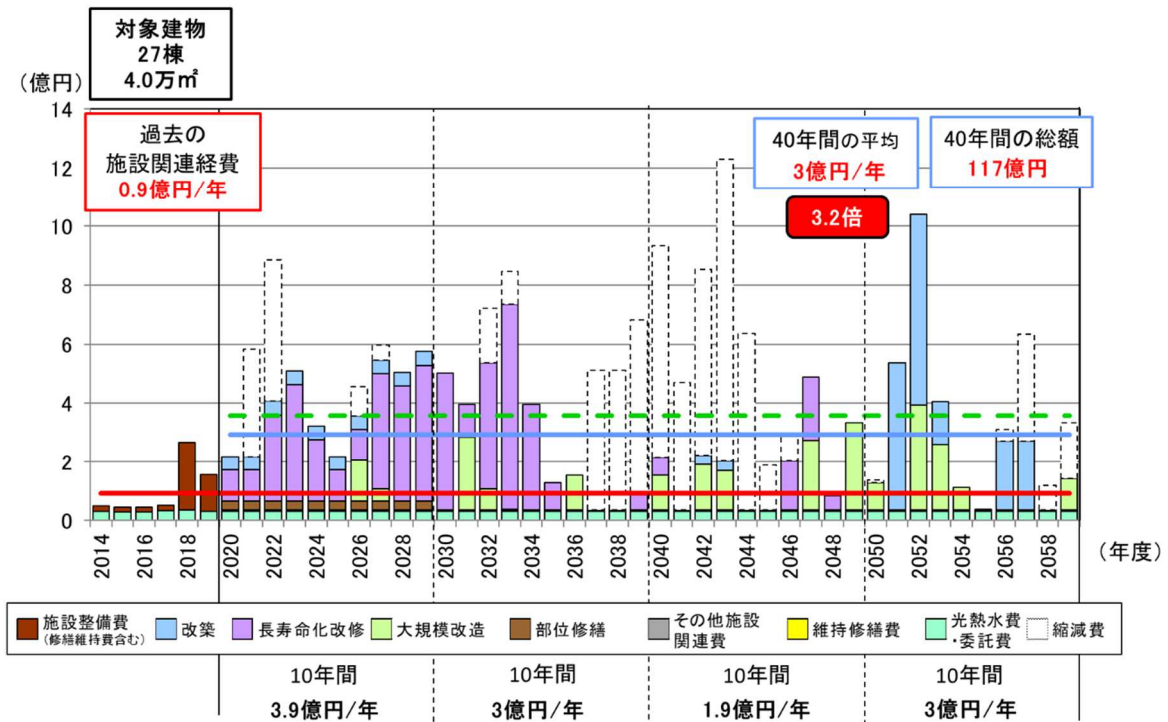
厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現するため、個別施設計画の策定など長寿命化手法について検討を行っているところですが、既に策定済である学校施設個別施設計画を反映した試算により従来型・長寿命化型それぞれのコスト比較を行います。

### 今後の維持・更新コスト(従来型)



出典：「隠岐の島町学校施設個別施設計画」

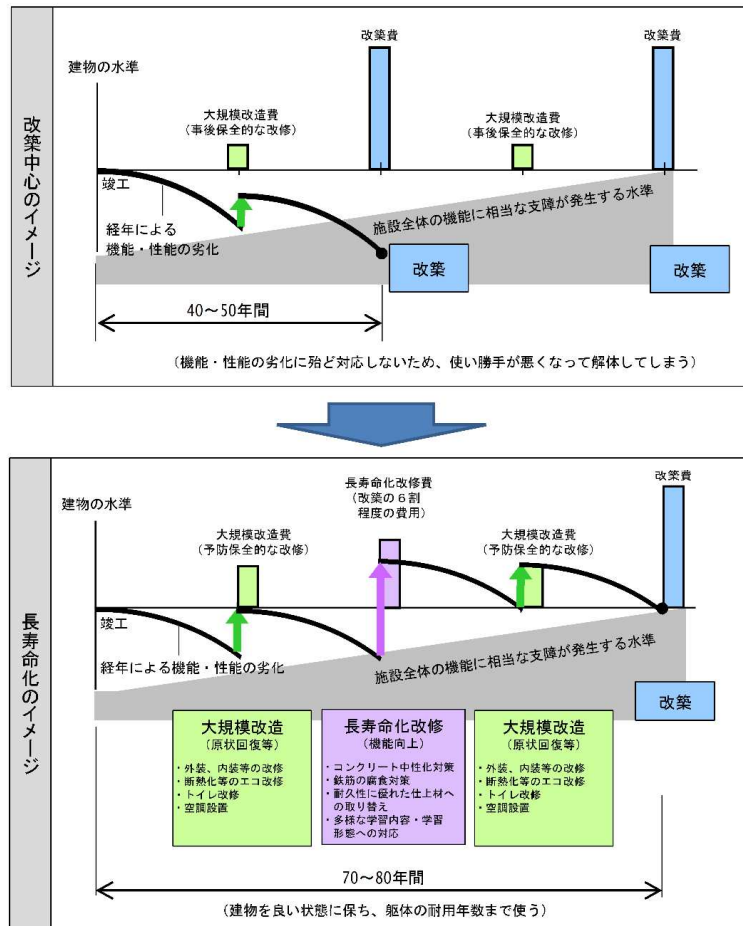
### 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



出典：「隠岐の島町学校施設個別施設計画」



図表 改築中心から長寿命化への転換



上記の通り、今後の40年でコストは0.6億円/年削減されることから、本計画の場合、30年間の効果額は18.0億円になり、長寿命化を反映した将来更新費用総額は519億円になります。従来型の将来更新費用総額が537億円であるため、約3.4%が削減される計算となります。

#### (4) 過去に行なった対策の実績

本計画策定後（平成 29 年度以降）に実施した対策の一例として、下記の内容があげられます。

##### ■新築等整備

実施年度	事業名	事業費（千円）
H29	隠岐の島町木質バイオマス利用推進センター	343,063
H30・R1・R2	隠岐の島町新庁舎建設	4,808,775
R1・R2	隠岐1初世界ジカ°-ク中核・拠点施設建設	1,304,347
R2	大久地区公衆トイレ建設	17,600
R4	隠岐の島町子育て交流センター建設	114,751

##### ■改修等整備

実施年度	事業名	事業費（千円）
H29	屋内温水プール大規模改修工事	112,219
H30	五箇中学校°レットボ°イ°-導入工事	123,217
H30	隠岐の島町畜産センター改修工事	163,899
R1・R2	有木小学校大規模改修事業	381,825
R3	八田集合住宅改修工事	327,030

##### ■その他整備

実施年度	事業名	事業費（千円）
H30・R1・R2・R4	小・中学校空調整備事業	505,110
R2・R3・R4	小・中学校トイレ洋式化事業	96,830
R3	運動公園野外照明施設長寿命化工事	131,450
R2・R3・R4	島後清掃センター基幹的設備改良工事	3,146,000
R3・R4	隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事	190,489

**■除却事業**

実施年度	事業名	事業費（千円）
H29	布施児童館解体工事	11,308
R1	国民保養センターがハウス解体工事	4,290
R3	旧町民体育館解体工事	76,487

**■譲渡**

実施年度	事業名	事業費（千円）
H30	隠岐の島町社会福祉センター	—
R3	認知症高齢者グループホームみのりの家	—

## 2. インフラ資産の現状と課題

### (1) インフラ資産の現状

インフラ資産は、生活や産業の基盤となる公共施設であり、町民生活や地域の経済活動に欠かすことのできない重要な施設です。

主なインフラ資産は、下記のとおりです。

主なインフラ資産の保有量（令和6年3月末時点）

種 別	主な施設	施設数	
道路	町道（延長）	670.1 km	
	町道（面積）	2.36 km <sup>2</sup>	
	橋りょう	366 橋	
農業施設	農道	67.99 km	
	林道	179.24 km	
公園施設	都市公園等	25 箇所	
上水道施設	管路延長	218,093.4 km	
	浄水場	22 箇所	
下水道施設	管路延長	公共	55.4 km
		農業集落	13.3 km
		漁業集落	38.8 km

出典：隠岐の島町「各公共施設台帳」

## (2) インフラ資産の維持更新費用の推計

インフラ資産についても総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」で耐用年数の期間で均等に整備していくと仮定し試算すると、下記のとおりとなります。

### 【維持更新費試算】

◎道路における今後30年間に必要となる維持更新費

総額 220.8 億円 (年平均 7.3 億円)

◎橋りょうにおける今後30年間に必要となる維持更新費

総額 40.9 億円(年平均 1.3 億円)

◎上水道における今後30年間に必要となる維持更新費

総額 186.8 億円(年平均 6.3 億円)

◎下水道における今後30年間に必要となる維持更新費

総額 68.5 億円(年平均 2.3 億円)

◎インフラ資産に係る維持更新費の実績額 (H28 から5年間)

総額 35.9 億円(年平均 7.2 億円)

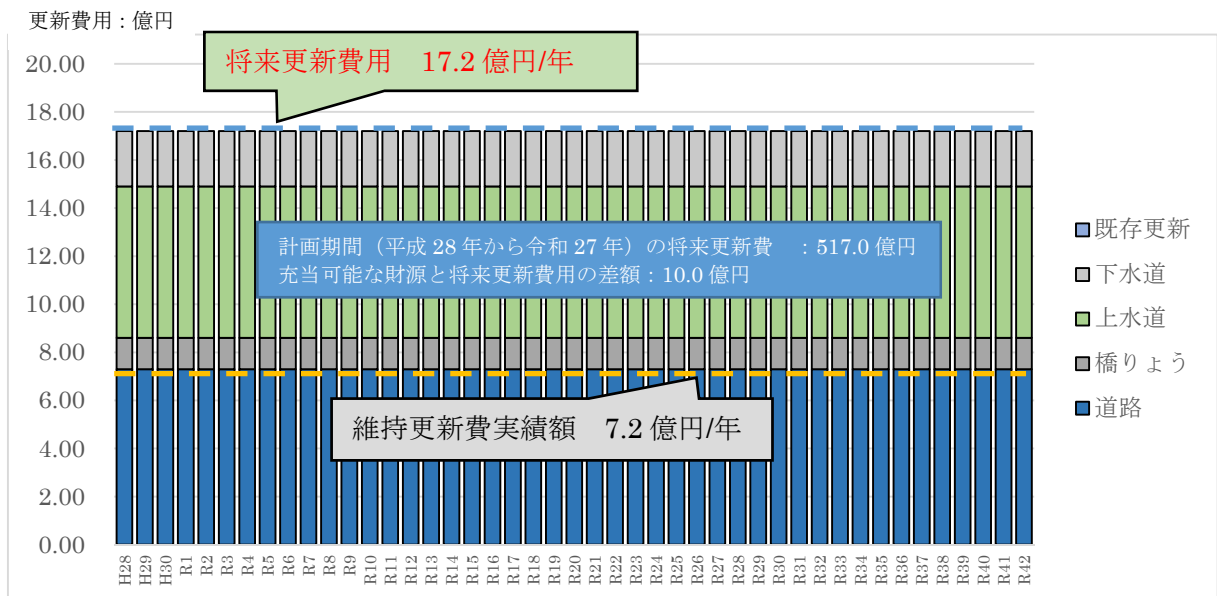


図-12 インフラ資産の維持更新費用の推計

## ※改修更新について

費用推計の考え方（総務省「公共施設更新費用試算ソフト」より）

- ・各公共施設等に設定された耐用年数経過後に同規模で更新すると仮定する。
- ・公共施設等の面積・延長等の数量に各更新単価を乗じて算出する。（下表のとおり）

	耐用年数の考え方	数量
道路	15年で舗装部分の更新	面積
橋梁	60年で更新	面積
上水道	40年で更新	管路延長
下水道	50年で更新	管路延長

- ・道路については総面積を舗装部分の更新の耐用年数で割ったものを1年間の更新量とし更新単価を乗じて算出する。耐用年数は舗装の耐用年数10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とする。
- ・橋梁については、総面積を更新の耐用年数60年で割ったものを1年間の更新量とし更新単価を乗じて算出する。
- ・上水道については 分類、管径別の延長を更新年数40年で割ったものを1年間の更新量とし、更新単価を乗じて算出する。
- ・下水道については、総延長を更新年数50年で割ったものを1年間の更新量とし、更新単価を乗じて算出する。

### (3) 課題

インフラ資産のうち、橋りょうなどの構造物の中には、建設後50年以上を経過する物も含まれ、今後も急速に老朽化が進んでいくことが懸念されます。今後ますますこれらインフラ資産の維持更新費が増大していくことが見込まれる状況のもと、厳しい財政的制約の中で、いかに計画的で効率よく維持管理を実施していくかが大きな課題となります。

#### (4) 過去に行なった対策の実績

本計画策定後（平成 29 年度以降）に実施した対策の一例として、下記の内容があげられます。

##### ■新築等整備

実施年度	事業名	事業費（千円）
H30	公共下水道管路布設	380,000
R 元	公共下水道港町真空ポンプ場建設工事	313,280
R3.4	町道中町中条線一本橋橋梁更新工事	279,400

##### ■改修等整備

実施年度	事業名	事業費（千円）
H29	町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事	66,448
H30	町道中町中条線道路改良工事	83,421
R 元、R2	町道西郷 3 号線道路改良工事	70,950

### 3. 公共施設の管理上の課題

従来の自治体の会計は、現金の収支を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設等の建設から処分に至るまでに必要となる建設費、維持修繕費、解体費や人件費などの施設の管理運営に係る費用を含めた全ての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難の上、供用されている各年に発生している減価償却費<sup>※3</sup>などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。今後は、地方公会計により整備した固定資産台帳を活用し、施設類型毎に減価償却費等の非現金支出を含めた収支の把握・分析を行う。公共施設等の管理の更なる効率化に取り組む必要が有ります。

※3 減価償却費・・・建物・機械・備品などの固定資産の取得原価を耐用年数にわたって、経年による価値の減少を各会計年度の費用として換算した額

## 第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

### 1. 3つの基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応して、健全で持続可能な町政運営を進めていくためには、公共施設の安全性や利便性の水準を確保しながら、施設の長寿命化、維持更新費用の平準化に併せて、施設の利用状況や人口規模を考慮した統廃合等に取り組むことによって、公共施設全体を効果的かつ効率的に活用し、運用していくことが必要です。

このため、以下の3つの基本方針に基づき、公共施設総合管理計画を推進していきます。

#### **(1)【基本方針1】総資産量の適正化**

公共施設のあるべき姿や必要性について、施設ごとの機能や利用実態を考慮し、町民ニーズや費用対効果などの面から、全町的な視点をもって総合的に評価を行い、適正な施設保有数を実現します。

公共建築物については、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を維持しつつ、類似・重複した他機能施設との複合化や、統廃合などによる保有資産量の削減などを基本として、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的な施設のあり方を検討します。

インフラ資産については、町民生活における安全性の確保を優先しつつ、施設ごとの特性に配慮し、中長期的な視点による個別の長寿命化計画等に則った総資産量の適正化を図ることとします。

#### **(2)【基本方針2】長寿命化の促進**

これからも保有すべき公共施設については、従来の対処療法的な維持管理(事後保全<sup>※4</sup>)から計画的な維持管理(予防保全<sup>※5</sup>)への転換を図り、定期的に点検や診断を実施し、計画的な補修・修繕の実施により施設の長寿命化を推進します。これによって、長期間にわたって安心・安全なサービスを提供し、財政負担の軽減と平準化を図ります。



### (3) 【基本方針3】民間活力の導入

民間企業などが持っているノウハウや資金を積極的に導入することにより、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を検討し、サービス水準の向上を図りランニングコストの削減と効率的な維持管理に努めます。

※4 事後保全・・・施設の機能や性能に関する明らかな不具合場生じてから修繕を行う手法

※5 予防保全・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の保持・回復を図る手法

## 2. 数値目標

総資産量の適正化に向け、公共建築物の集約・複合化・統廃合を推進していきます。目標とする指標は以下の通りです。

《総延べ床面積の縮減》

総延べ床面積を30年間で17%縮減する。(142,120㎡)

※平成27年3月末 総延べ床面積 171,226㎡

### 数値目標算出根拠

平成28年度の計画策定時から5年間における地方財政状況調査表を基に、公共施設の更新に係る費用を算出し、インフラ資産の更新費用を除いた単年度当たりの平均支出額を支出水準として決定します。

※支出水準は計画期間内には変動しないものとして計算します。

上記条件により計算した結果、公共建築物の更新費用は平均14.9億円/年と算出されました。これに対し、将来更新費用の推計が平均17.9億円/年となっているため、年間3.0億円の財源が不足し約16.8%支出を抑える必要が生じます。

### 3. 具体的な取り組み

「公共施設等総合管理計画の3つの基本方針」を踏まえ、以下の具体的な取り組みを推進していきます。

#### (1) 総資産量の適正化

##### ① 公共建築物

###### ・ 新規整備の抑制

新規施設整備については、政策的に必要不可欠であることを見極め、費用対効果を考慮しておこなうことで保有量の適正化を図ります。

###### ・ 施設等の集約化

施設の新築・改築・改修等を計画する際、施設の統廃合・複合化・多機能化を検討する事を基本とし、保有量の適正化による維持管理費の縮減を図ります。

###### ・ 施設等の有効活用

廃止施設や、利用頻度が少なくなった施設で他の利活用が見込める施設等については、他の機能への転用を検討するなど既存施設の有効活用を図ります。

###### ・ 施設等の処分

利用頻度が少なくなったものや存在意義が薄れた施設、長期の利用が困難な施設等は原則廃止または売却、利用者が特定の住民や団体などに固定されている施設については移転・譲渡等を検討する事により保有量を適正化、同時に不必要な維持管理費の削減及び売却益による財源の確保を図ります。廃止施設等、今後の利活用が見込めない施設については、周辺的环境に配慮し、原則除却することとして適正化とともに安全性を確保します。

## ②インフラ資産

- ・インフラ資産の整備については、公共建築物と同様な考え方で取り組みが可能なものについては実施していくこととするが、設備の特性上、早急な集約化・複合化は困難であるので、社会情勢や行政ニーズを的確に捉え、中長期的な視点から必要な施設の整備にあたり優先順位を付けながら計画的に経費の抑制を行います。
- ・インフラ資産の整備や更新の際は、維持管理方法の見直しを行いつつ、経費縮減の可能な施設とすることで、経済性と合理性を両立させます。

## (2) 長寿命化の促進

### ①公共建築物

- ・公共施設等の適切な維持管理のためには、日常的・定期的に点検・診断し、施設等の状況を適時・適切に把握することが基礎となります。  
定期的な点検・診断により、施設の機能及び状態を的確に判断し、従来の事後保全から計画的な維持修繕を行う予防保全へ転換することで、施設を安全に長期に利用できるようにし、財政負担の軽減と平準化を図ります。

### ②インフラ資産

- ・道路、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性や町民生活に密着した施設の重要性を考慮し、計画的な維持管理を行います。  
また、すでに個別の長寿命化計画等が策定されている施設については、計画に沿った維持・管理、修繕・更新等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

### ③耐震化の実施

- ・隠岐の島町耐震改修促進計画（2018年～2025年）に基づき進めます。  
橋梁や配管等のインフラ施設に関しては、施設ごとの耐震化の必要性を踏まえて進めます。

#### ④ユニバーサルデザイン化の推進

- ・利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、公共施設等の整備、改修等にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図るものとします。なお、ユニバーサルデザイン化の推進にあたっては、多様なニーズや施設の現状、将来計画等を踏まえ、費用対効果を検証したうえで、最適な手法により対応を行います。

#### ⑤脱炭素化の推進

- ・二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向け、設備更新時の LED 照明や高効率空調設備等の低消費電力機器への切り替え、公共施設等の改修に伴う再生可能エネルギーの導入等を推進していきます。

### (3) 民間活力の導入

#### ①公共建築物

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP<sup>※6</sup>/PFI<sup>※7</sup>などの手法を用い、民間活力を取り入れた方法での施設整備や管理を導入することの可能性を検討し、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービスの提供を目指します。これにより、施設等の機能を維持・向上させながら改修や更新にかかる経費や管理運営の経費の縮減を図ります。

※6 PPP・・・【Public Private Partnership の略】 公共サービスの提供に民間が参加する手法で民間の資金やノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度や下記 PFI が代表的な手法である。

※7 PFI・・・【Private finance Initiative の略】 公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

#### ②インフラ資産

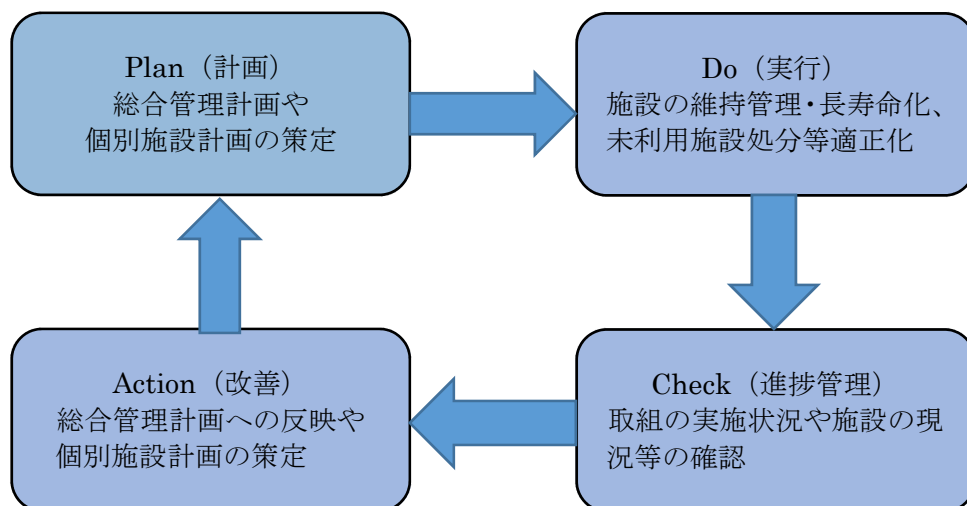
- ・企業や研究機関との連携を強化し、幅広い情報収集により新技術や新制度を導入し設計内容や工法を見直すことにより、効率的な維持管理を目指します。

## 4. 実行体制の整備

### (1) 推進体制

推進にあたっては、資産全体を一元的に管理し、公共施設としての提供から未利用財産の処分まで、保有資産の有効活用を図り、PDCA<sup>※8</sup>サイクルに基づいたマネジメントを行います。そのためには、全庁的な調整・合意を行う場として隠岐の島町公共施設等総合管理推進委員会を設置し、従来の縦割り型の取り組み体制から、所管課の枠を超えた横断的な取組体制へと移行します。

また、計画期間を 30 年としていますが、10 年ごとに進捗状況を総合的に評価・検証し、計画を更新します。



※8 PDCA サイクル・・・品質管理など業務管理における継続的な改善方法。Plan→Do→Check→Action の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

図-13 PDCA サイクル

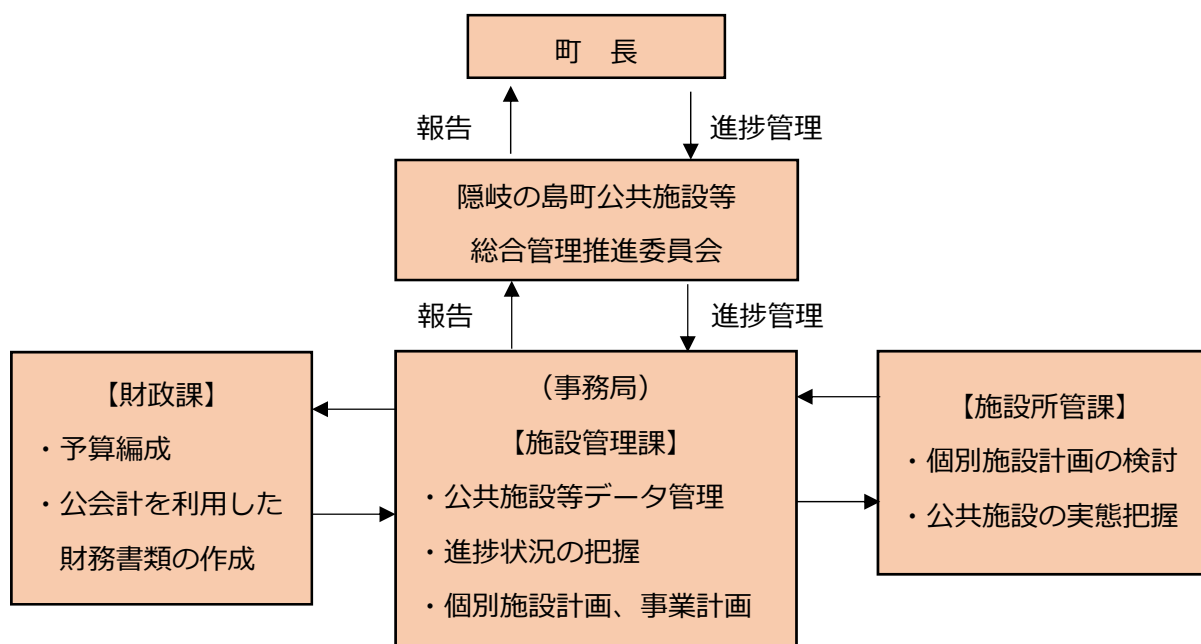


図-14 推進体制イメージ

## (2) 財政との連携

長期的な視点で策定した総合管理計画も、財政的な裏付けがあってはじめて実行可能となるものであり、効果的・効率的に管理を実施していくためには、事業担当部署と財政担当部署との連携が必要です。計画を実行していく過程で、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら財源確保に努めることとします。また、事業優先度に応じた予算配分の仕組みづくりについて、今後検討し構築していくこととします。

## (3) 町民との協働

着実に進めていくためには、住民と行政との相互理解や共通認識の形成など、協働に向けた環境整備が必要です。そのために必要な情報については適宜、広報誌やホームページなどで広く情報提供していきます。

#### **(4) 職員の意識改革**

全庁的に推進していくためには、職員ひとりひとりが公共施設やインフラ施設の現状及び公共施設総合管理計画の導入意義などを十分に理解し、取り組んでいく必要があります。また、財政状況を十分理解した上で、総量の適正化と予防保全への方向転換を図るとともに、社会情勢や住民ニーズの変化に対応できるよう住民サービスの向上のため自らが創意工夫を実践していくことが重要です。そのために、研修会等を通じて職員の理解と啓発に努め、より一層の意識改革を図っていきます。

隠岐の島町役場 施設管理課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

TEL 08512-2-8573

E-mail: [shisetsu@town.okinoshima.shimane.jp](mailto:shisetsu@town.okinoshima.shimane.jp)